破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６４４号
新潟市東区紫竹７丁目26番12号６　アドインハウスＫ202
債務者　渡邉　輝照
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７５号
新潟県村上市千縄702番地
債務者　髙橋　　透
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１７８号
新潟県新発田市城北町１丁目13番７号、前住所新潟県新発田市舟入町１丁目６番21号
債務者　長澤由紀子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１８２号
新潟県村上市仲間町182番地　さくら荘201
債務者　清水　秀樹
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１９７号
岐阜県大垣市東前３丁目42―５　エナール楠Ⅱ103号室、住民票上の住所岐阜県大垣市和合本町１丁目822番地
債務者　島岡　勇雄
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
岐阜県大垣市東前３丁目42―５　エナール楠Ⅱ103号室、住民票上の住所岐阜県大垣市和合本町１丁目822番地
債務者　島岡　**養**子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
岐阜県大垣市築捨町５丁目９番地１　グリーンコートＢ棟102号
債務者　島岡　克行
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
山口県山陽小野田市大字厚狭690番地16、従前の住所山口県宇部市大字東岐波1185番地14
債務者　前多　春樹
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第３９９号
香川県高松市東山崎町1174番地１　メープルガーデンハイツＡ棟202号室
債務者　滝川　浩二
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２８号
香川県三豊市仁尾町仁尾丙795番地
債務者　眞鍋　尊義
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第４８号
香川県三豊市山本町河内3310番地２
債務者　白川　智規
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第１０２号
福岡県大牟田市桜町143番地１
債務者　武　喜久代
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１０６号
福岡県行橋市大字長木368番地７　佐藤方
債務者　丹生　美枝（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
大分県日田市玉川３丁目624の12　椋本サツキ方、住民票上の住所大分県日田市大字北豆田1734番地１　パークヒルズ大原105号
債務者　佐谷野辰己
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第３１４号
茨城県土浦市港町３丁目16番９号　サニーレイクス102
債務者　奥村　咲絵
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６２６号
高知県香美市土佐山田町宮前町２番18号　アメニティ21・Ｆ棟102号室
債務者　佐竹　浩貴
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
高知地方裁判所破産係